第明三治二十五種郵便物認可
（号外第132号）　官　報　平成25年6月21日　金曜日

平成２５年（フ）第１４５４号
東京都葛飾区堀切５丁目50―10　ボナールＫ202、開始決定時の住所東京都練馬区平和台２丁目13―６―204
破産者　市原　敬吾
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４５５号
東京都葛飾区堀切５丁目50―10　ボナールＫ202、開始決定時の住所東京都練馬区平和台２丁目13―６―204
破産者　市原　奈緒
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５５６号
千葉県柏市戸張1612―６
破産者　小貫　輝男
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５５８号
東京都豊島区南池袋２丁目41番８号
破産者　株式会社エイチ・ティー
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５５９号
東京都豊島区西巣鴨１丁目35―９
破産者　吉村　達也
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６０７号
神奈川県相模原市中央区田名1981―１
破産者　早川　和男
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６３８号
東京都練馬区中村北４―２―６　ライブシティ90―804号、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区春日町２丁目８番２号
破産者　株式会社日輝
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６３９号
東京都練馬区中村北４丁目２―６―804
破産者　元田　泰三
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９４６号
東京都板橋区大山町27番11号
破産者　株式会社フクジン
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９４７号
東京都板橋区赤塚１丁目３―８―204
破産者　大原万里香
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０２１号
神奈川県厚木市下川入114番地
破産者　株式会社龍公亭
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０２３号
神奈川県愛甲郡愛川町中津7453―１　ＳｅｌｓｉａⅠ―A105、開始決定時の住所神奈川県厚木市下川入86―８
破産者　星野あつ子
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０２６号
神奈川県平塚市花水台32番25号
破産者　有限会社カマタビル
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０２７号
神奈川県鎌倉市二階堂267番地36
破産者　鎌田かほる
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０２８号
神奈川県鎌倉市二階堂267―36
破産者　露木久美子（旧姓鎌田）
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０５７号
神奈川県川崎市多摩区生田３丁目14番11号
破産者　エムアンドピイ・クリエイト株式会社
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０５８号
神奈川県川崎市多摩区南生田６丁目10―10　第１M寿―２Ｆ、開始決定時の住所神奈川県川崎市多摩区生田３丁目14―11
破産者　村木　尚孝
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０６９号
埼玉県上尾市大字地頭方507番地
破産者　有限会社嶋忠鉄工所
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０９６号
埼玉県三郷市戸ケ崎５丁目157―６
破産者　佐々木ゆき代
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１０２号
東京都杉並区下井草３丁目37番９号
破産者　株式会社明壮
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１１７号
東京都港区西新橋３―９―１　茂呂ビル２階、商業登記簿上の本店所在地東京都港区西新橋２丁目９番１号
破産者　有限会社ル・ドルフ
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部